

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人布師田福社会の役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長、常務理事及び理事が理事会に出席した場合は、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 監事が理事会に出席した場合は、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

3 評議員が評議員会に出席した場合は、別表1に定める報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

4 役員及び評議員に係る交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費弁償額とする。

### (役員及び評議員の業務報酬)

第4条 理事長及び常務理事が法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2に定める報酬を支払うものとする。ただし、前条第1項の規定により理事長及び常務理事が理事会に出席した日は、この限りでない。

2 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払うものとする。ただし、前条第1項の規定により理事が理事会に出席した日は、この限りでない。

3 監事が理事長の命を受けて行政等による指導検査等への立会及び運営状況への指導または監査の業務に当たった場合は、別表3に定める報酬を支払うものとする。ただし、前条第2項の規定により監事が理事会に出席した日は、この限りでない。

### (出張旅費)

第5条 役員が、法人の業務のため出張する場合は、別表4に定める日当及び旅費等を支給するものとする。

2 旅費等は原則として、出張後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張後精算することができる。

(役員退職金)

第6条 役員退職金は、次に掲げる場合に支払うものとする。

(1) 役員任期が終了した場合

(2) 役員が死亡した場合

(3) 役員が任期の途中でやむなく辞職した場合

2 理事長及び常務理事が辞職した場合は、理事長及び常務理事としての職責を考慮し、別表5に定める退職金を支払うものとする。ただし、理事長及び常務理事であった者が理事及び評議員にとどまる場合は、理事、評議員の任期が終了した年度で退職金を支払うものとする。なお、退職金の計算は理事長、理事等役職であった任期ごととし、支払いについては別表8による。

3 理事及び監事が辞職した場合は、別表6により退職金を支払うものとする。ただし、役員間等の移動があった者は、前条第2項を準用して支払うものとする。

4 理事を兼務している職員が退職し、就業規則第87条の規定を受けている場合であっても、前項に規定する退職金を支払うものとする。

5 退職金の支払いは、役員任期満了日とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、理事長が別に定める。

(役員移動等・任期の引継)

5 退職金の支払いは、施行日に在職する役員に対して支払うものとする。ただし、施行日前に異動があった者は、施行日前の役職を施行日の役職であったものとして取り扱うものとする。なお、任期は引き継ぐものとする。

6 退職金の支払いは役員任期満了日とする。ただし、特別の理由があると認められる場合は、理事長が別に定める。

(評議員退職金)

第7条 評議員が辞職した場合は、別表7に定める退職金を支払うものとする。

2 評議員が辞職した場合の退職金の支払は、前条の規定を準用する。

(その他の事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

この規定は令和3年3月13日一部改正

別表 1 (理事会及び評議員会の出席報酬)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	日額 5,000 円	日額 1,000 円
評議員会出席報酬等	日額 5,000 円	日額 1,000 円

別表 2 (理事長及び常務理事の業務報酬)

名称	報酬	月数
理事長業務報酬	日額 5,000 円	日数 16~20 日

別表 3 (理事及び監事の業務報酬)

名称	報酬
理事業務報酬	日額 5,000 円
監事業務報酬	日額 5,000 円
評議員業務報酬	日額 5,000 円

別表 4 (出張旅費)

名称	日当	宿泊費	旅費	その他
理事長出張旅費	5,000 円	実費	実費	実費
理事出張旅費	5,000 円	実費	実費	実費
監事出張旅費	5,000 円	実費	実費	実費
評議員出張旅費	5,000 円	実費	実費	実費

別表 5 (理事及び常務理事の退職金)

職名	期間	金額
理事長	1 期以上 2 期末満	30,000 円
理事長	2 期以上 3 期末満	60,000 円
理事長	3 期以上 4 期末満	90,000 円
理事長	4 期以上 5 期末満	120,000 円
理事長	5 期以上	150,000 円

備考 1 期は 2 年とする。

別表 6 (理事及び監事の退職金)

職名	期間	金額
理事・監事	1期以上2期未満	20,000円
理事・監事	2期以上3期未満	40,000円
理事・監事	3期以上4期未満	60,000円
理事・監事	4期以上5期未満	80,000円
理事・監事	5期以上	100,000円

備考 1期は2年とする。

別表 7 (評議員の退職金)

名称	期間	金額
評議員	1期以上	20,000円

備考 1期は4年とする。

別表 8

理事長、常務理事	理事、監事	評議員	金額
3期	2期		130,000円
4期	3期		150,000円
5期以上	3期		150,000円
	3期	2期	80,000円
	4期	3期	100,000円
	5期以上	3期	100,000円

※移動があった場合の上限はそれぞれ 150,000円、100,000円とする。

※上記以外の場合はその都度判断し決定する。